



# 三重県公報

平成28年6月28日 (火)

第 2813 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>企業庁管理規程</b>			
8	三重県企業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程	( 企 業 庁 )	2
<b>病院事業庁管理規程</b>			
6	三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程	( 病 院 事 業 庁 )	2
<b>告 示</b>			
443	漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意	( 水 産 経 営 課 )	2
444	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	( 中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課 )	2
445	証紙の販売人の住所を変更した旨の届出	( 出 納 局 )	3
446	証紙の販売所の所在地を変更した旨の届出	( 同 )	3
<b>内 水 面 告 示</b>			
2	漁業法の規定に基づくコイの持出し、放流等についての指示	( 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 )	3
<b>訓 令</b>			
6	三重県職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令	( 人 事 課 )	4
<b>公 告</b>			
	三重県情報公開条例の規定による平成27年度における運用状況の公表	( 情 報 公 開 課 )	4
	三重県公営企業の業務状況の公表	( 財 政 課 )	6
	三重県病院事業の業務状況の公表	( 同 )	19
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	( 廃 棄 物 適 正 処 理 プ ロ ジ ェ ク ト チ ーム )	24
	同件	( 同 )	28
	同件	( 教 育 委 員 会 )	33
	同件	( 警 察 本 部 )	36

企業庁管理規程

三重県企業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成二十八年六月二十八日

三重県企業庁長 松 本 利 治

三重県企業庁管理規程第八号

三重県企業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁職員服務規程(昭和四十九年三重県企業庁管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「夏季における朝型勤務」を「時差出勤勤務」に改め、「早く」の下に「又は遅く」を加える。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成二十八年六月二十八日

三重県病院事業庁長 加 藤 敦 央

三重県病院事業庁管理規程第六号

三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁職員服務規程(平成十一年三重県病院事業庁管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「夏季における朝型勤務」を「時差出勤勤務」に改め、「早く」の下に「又は遅く」を加える。

別表第一に次のように加える。

(4) 放射線・検査・薬剤業務に従事する者

区 分	始 業 時 刻	終 業 時 刻
日 勤	午 前 8 時 3 0 分	午 後 5 時 1 5 分
変 則 1	午 前 8 時	午 後 4 時 4 5 分

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 443 号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めましたので、同法第112条の2第3項の規定により告示します。

平成28年6月28日

三重県知事 鈴 木 英 敬

赤須賀加入区

三重県告示第 444 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出(新設の届出)に対して同法

第 8 条第 1 項の規定により亀山市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 28 年 6 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ホンダカーズ三重北 亀山オートモール  
亀山市長明寺町字池ノ谷 701 番
- 2 亀山市から聴取した意見
  - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項  
当該店舗の接道となる国道 306 号は、非常に交通量の多い道路である。国道 306 号から右折して店舗に進入する場合、渋滞の発生が想定されるため、道路管理者、警察等関係機関と十分協議し、渋滞緩和対策を講じるよう努めること。
  - (2) 騒音の発生に係る事項  
意見なし
  - (3) 廃棄物に係る事項  
意見なし
  - (4) その他事項  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
平成 28 年 6 月 28 日から同年 7 月 28 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

#### 三重県告示第 445 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、住所を次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成 28 年 6 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	住 所		変更年月日
	旧	新	
株式会社 紀北自動車学校	北牟婁郡紀北町海山区上里 309 番地 8	北牟婁郡紀北町上里 309 番地 8	平成 28 年 4 月 1 日

#### 三重県告示第 446 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成 28 年 6 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	販売所の名称	所 在 地		変更年月日
		旧	新	
株式会社 第三銀行	長島支店	北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島 937 番地の 6	北牟婁郡紀北町東長島 937 番地の 6	平成 28 年 4 月 1 日
株式会社 第三銀行	海山支店	北牟婁郡紀北町海山区相賀 480 番地の 163	北牟婁郡紀北町相賀 480 番地の 163	平成 28 年 4 月 1 日

内水面告示

コイ（マゴイ及びニシキゴイをいいます。以下同じ。）の持出し、放流等について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおり指示します。

平成28年6月28日

三重県内水面漁場管理委員会会長 山 端 武 彦

1 指示の内容

(1) 持出しの制限

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（ただし、奈良県知事及び和歌山県知事に漁場の管轄を委任した水面（名張川及び熊野川の一部）を除く。）から持ち出したコイを、他の水域へ放流してはならない。

ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りではない。

(2) 放流等の制限

ア 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。

(ア) コイヘルペスウイルスが確認された水域由来でないこと。

(イ) コイヘルペスウイルスが確認された水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

(ウ) PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

イ 生死を問わず、公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示の期間

平成28年7月9日から平成29年7月8日まで

訓 令

三重県訓令第6号

庁中一般  
地域機関

三重県職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年6月28日

三重県知事 鈴木英敬

三重県職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令

三重県職員の服務に関する訓令（昭和55年三重県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「夏季における朝型勤務」を「時差出勤勤務」に改め、「早く」の次に「、又は遅く」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）第46条の規定に基づき、平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に請求のあったもの）における公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表します。

平成28年6月28日

三重県知事 鈴木英敬

1 公文書開示請求の状況

	住所又は居所		
	県内	県外	計

個人	1,551	272	1,823
法人	6,374	839	7,213
計	7,925	1,111	9,036

注 この表は、「公文書開示請求書」の件数を分類したものです。

2 公文書開示請求区分の状況

来 庁 場 所				ファクシミリ	送付	インターネット	合 計
総合窓口	案内窓口	受付窓口	小計				
1,225	121	6,007	7,353	1,355	38	290	9,036

注 1 この表は、「公文書開示請求書」の件数を分類したものです。

2 総合窓口にあつては、情報公開課、本庁各担当課及び警察本部広聴広報課、案内窓口にあつては、各地域防災総合事務所及び地域活性化局、受付窓口にあつては、各地域機関等、各警察署、公立大学法人三重県立看護大学及び地方独立行政法人三重県立総合医療センターで受け付けた件数です。

3 公文書開示請求の決定等の状況

区 分	決定の内訳						取下げ等	合 計	
	開 示	部分開示	非 開 示	存否応答拒否	その他非開示	不 存 在			小 計
件 数	8,265	1,062	12	12	4	248	9,603	123	9,726

注 1 この表は、公文書開示、部分開示又は非開示決定等の件数を分類したものです。

2 請求件数と決定等件数の合計が異なるのは、1 件の請求に対し複数の決定を行った場合があるためです。

4 公文書開示決定等の実施機関別決定件数

実 施 機 関		件 数	実 施 機 関		件 数
知	防 災 対 策 部	42	行 政 委 員 会 等	議 会	27
	戦 略 企 画 部	20		教 育 委 員 会	539
	総 務 部	86		公 安 委 員 会	1
	健 康 福 祉 部	595		警 察 本 部	104
	環 境 生 活 部	464		選 挙 管 理 委 員 会	7
	地 域 連 携 部	56		人 事 委 員 会	1
	農 林 水 産 部	1,184		監 査 委 員	1
	雇 用 経 済 部	99		労 働 委 員 会	0
	県 土 整 備 部	6,019		収 用 委 員 会	0
	出 納 局	9		海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0
事	小 計	8,574	内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	
			企 業 庁	334	
			病 院 事 業 庁	15	
			地 方 独 立 行 政 法 人 三 重 県 立 総 合 医 療 セ ン タ ー	0	
		公 立 大 学 法 人 三 重 県 立 看 護 大 学	0		
		小 計	1,029		
			合 計	9,603	

注 この表は、公文書開示、部分開示又は非開示決定等の件数を、実施機関別に分類したものです。

5 不服申立ての状況

26 年度からの繰越件数	27 年度の諮問件数	平成 27 年度審査会処理件数			未処理件数 (諮問中)	取下げ
		認 容	一部認容	棄 却		
6	32	5	8	16	8	0

- 注 1 この表は、不服申立てのうち三重県情報公開審査会に諮問があったもので、平成28年3月31日現在の件数です。
- 2 繰越件数と諮問件数の合計（38件）が、審査会処理件数と未処理件数の合計（37件）と異なるのは、2件の諮問を併合し、1件の答申を行った事案があるためです。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成27年10月1日から平成28年3月31日までの三重県公営企業の業務の状況を次のとおり公表します。

平成28年6月28日

三重県知事 鈴木英敬

## 水道事業

### 1 事業の概況

平成27年度下半期における水道事業の給水量は次のとおりでした。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・木曾川水系）においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡木曾岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町に646万5,616立方メートル（年間累計1,254万6,946立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・三重水系）においては、四日市市、鈴鹿市及び三重郡菰野町に602万1,564立方メートル（年間累計1,242万8,906立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・長良川水系）においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡木曾岬町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町に177万4,272立方メートル（年間累計339万5,915立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（中勢系・雲出川水系）においては、津市及び松阪市に522万2立方メートル（年間累計1,114万7,455立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（中勢系・長良川水系）においては、津市及び松阪市に529万2,000立方メートル（年間累計1,081万9,200立方メートル）の給水を行いました。

南勢志摩水道用水供給事業においては、伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、多気郡多気町、同郡明和町、同郡大台町、度会郡玉城町及び同郡度会町に1,058万5,818立方メートル（年間累計2,153万7,236立方メートル）の給水を行いました。

水道事業全体で、平成27年度下半期の総給水量は3,535万9,272立方メートル（年間累計7,187万5,658立方メートル）となりました。

### 2 経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県水道事業損益計算書（別表1）及び三重県水道事業貸借対照表（別表2）のとおりです。

### 3 予算の概要及び事業の経営方針

#### (1) 平成28年度予算の概要

##### ア 業務の予定量

給水区域 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、桑名郡、三重郡、多気郡、度会郡玉城町及び同郡度会町

年間総給水量 72,143,344 立方メートル

1日平均給水量 198,196 立方メートル

##### 主要な建設改良事業

業務設備及び改良事業	事業費	100,612 千円
北勢水道改良事業	事業費	948,610 千円
中勢水道改良事業	事業費	1,297,490 千円
南勢水道改良事業	事業費	498,713 千円

##### イ 収益的収入及び支出の予定額

###### 収 入

第1款 水道事業収益 9,586,630 千円

第1項 営業収益 8,650,283 千円

第2項 営業外収益 936,347 千円

###### 支 出

第1款	水道事業費用	9,413,940千円
第1項	営業費用	8,570,911千円
第2項	営業外費用	841,029千円
第3項	予備費	2,000千円
ウ	資本的収入及び支出の予定額	
	収入	
第1款	資本的収入	1,453,231千円
第1項	出資金	1,011,468千円
第2項	雑収入	441,763千円
	支出	
第1款	資本的支出	10,021,893千円
第1項	建設改良費	2,900,500千円
第2項	償還金	3,121,393千円
第3項	他会計貸付金	4,000,000千円

## (2) 平成28年度事業の経営方針

## 1 日最大給水量

北中勢水道用水供給事業(北勢系・木曾川水系)	80,300立方メートル
北中勢水道用水供給事業(北勢系・三重水系)	51,000立方メートル
北中勢水道用水供給事業(北勢系・長良川水系)	18,000立方メートル
北中勢水道用水供給事業(中勢系・雲出川水系)	81,416立方メートル
北中勢水道用水供給事業(中勢系・長良川水系)	58,800立方メートル
南勢志摩水道用水供給事業	139,850立方メートル

別表 1

三重県水道事業損益計算書

平成 27 年 10 月 1 日から

平成 28 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	4,016,320,106	営 業 収 益	4,026,633,546
原 水 及 び 浄 水 費	1,295,284,582	給 水 収 益	4,017,929,270
配 水 費	253,473,974	そ の 他 営 業 収 益	8,704,276
業 務 費	187,619,365		
総 係 費	167,447,634		
減 価 償 却 費	2,052,644,803		
資 産 減 耗 費	59,849,748		
営 業 外 費 用	342,532,935	営 業 外 収 益	470,913,376
支 払 利 息 及 び	335,922,019	受 取 利 息	9,004,382
企 業 債 取 扱 諸 費		他 会 計 補 助 金	35,097,000
受 託 工 事 費	5,694,500	受 託 工 事 収 益	5,694,500
雑 支 出	916,416	長 期 前 受 金 戻 入	420,718,829
		雑 収 益	398,665
当 期 純 利 益	138,693,881		
合 計	4,497,546,922	合 計	4,497,546,922



三重県水道事業損益計算書

平成 27 年 4 月 1 日から

平成 28 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	8,083,089,302	営 業 収 益	8,047,197,657
原 水 及 び 浄 水 費	2,525,268,408	給 水 収 益	8,036,843,770
配 水 費	557,237,524	そ の 他 営 業 収 益	10,353,887
業 務 費	383,208,933		
総 係 費	345,745,386		
減 価 償 却 費	4,117,789,303		
資 産 減 耗 費	153,839,748		
営 業 外 費 用	703,406,228	営 業 外 収 益	937,090,287
支 払 利 息 及 び	691,244,812	受 取 利 息	18,177,532
企 業 債 取 扱 諸 費		他 会 計 補 助 金	65,477,000
受 託 工 事 費	11,245,000	受 託 工 事 収 益	11,245,000
雑 支 出	916,416	長 期 前 受 金 戻 入	840,609,829
		雑 収 益	1,580,926
当 期 純 利 益	197,792,414		
合 計	8,984,287,944	合 計	8,984,287,944

別表 2

三重県水道事業貸借対照表

平成 28 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	126,205,023,639	固 定 負 債	27,789,631,387
有 形 固 定 資 産	80,662,527,728	企 業 債	22,283,293,515
無 形 固 定 資 産	45,542,495,911	引 当 金	5,506,337,872
流 動 資 産	17,542,295,784	流 動 負 債	4,491,391,180
現 金 預 金	16,505,442,026	企 業 債	3,121,392,747
未 収 金	893,541,894	未 払 金	1,272,640,226
貯 蔵 品	128,310,549	引 当 金	61,612,000
前 払 金	1,315	そ の 他 流 動 負 債	35,746,207
そ の 他 流 動 資 産	15,000,000	繰 延 収 益	24,354,300,440
		長 期 前 受 金	24,354,300,440
		負 債 合 計	56,635,323,007
		資 本 金	83,800,468,433
		剰 余 金	3,311,527,983
		資 本 剰 余 金	869,153,060
		利 益 剰 余 金	2,442,374,923
		(うち当期純利益)	(197,792,414)
		資 本 合 計	87,111,996,416
資 産 合 計	143,747,319,423	負 債 資 本 合 計	143,747,319,423

(注) 有形固定資産の減価償却累計額

65,001,390,117 円

長期前受金の収益化累計額

14,715,596,378 円

## 工業用水道事業

## 1 事業の概況

平成27年度下半期において、北伊勢工業用水道事業は北中勢地区の工場に8,977万5,136立方メートル(年間累計1億8,260万7,193立方メートル)を、松阪工業用水道事業は松阪市内の工場に709万2,865立方メートル(年間累計1,418万5,605立方メートル)を、また、中伊勢工業用水道事業は津市内の工場に307万2,942立方メートル(年間累計605万873立方メートル)をそれぞれ給水し、工業用水道事業全体で総給水量は9,994万943立方メートル(年間累計2億284万3,671立方メートル)となりました。

## 2 経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県工業用水道事業損益計算書(別表1)及び三重県工業用水道事業貸借対照表(別表2)のとおりです。

## 3 予算の概要及び事業の経営方針

## (1) 平成28年度予算の概要

## ア 業務の予定量

給水会社数	93社
年間総給水量	201,271,615立方メートル
1日平均給水量	551,429立方メートル

## 主要な建設改良事業

業務設備及び改良事業	事業費	203,275千円
北伊勢工業用水道改良事業	事業費	3,245,879千円
松阪工業用水道改良事業	事業費	187,560千円
中伊勢工業用水道改良事業	事業費	245,874千円

## イ 収益的収入及び支出の予定額

## 収 入

第1款 工業用水道事業収益	6,138,989千円
第1項 営 業 収 益	5,618,795千円
第2項 営 業 外 収 益	520,194千円

## 支 出

第1款 工業用水道事業費用	5,931,256千円
第1項 営 業 費 用	5,583,498千円
第2項 営 業 外 費 用	345,758千円
第3項 予 備 費	2,000千円

## ウ 資本的収入及び支出の予定額

## 収 入

第1款 資 本 的 収 入	1,372,246千円
第1項 補 助 金	107,300千円
第2項 出 資 金	1,242,482千円
第3項 負 担 金	22,464千円

## 支 出

第1款 資 本 的 支 出	6,215,112千円
第1項 建 設 改 良 費	4,061,087千円
第2項 償 還 金	2,154,025千円

## (2) 平成28年度事業の経営方針

## 1日契約水量

北伊勢工業用水道事業	726,080立方メートル
松阪工業用水道事業	38,500立方メートル
中伊勢工業用水道事業	19,910立方メートル

別表 1

三重県工業用水道事業損益計算書

平成 27 年 10 月 1 日から

平成 28 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
営業費用	2,222,201,270	営業収益	2,605,330,144
原水及び浄水費	672,312,821	給水収益	2,507,583,136
配水費	49,950,615	その他営業収益	97,747,008
業務費	171,346,456		
総係費	143,114,498		
減価償却費	1,143,546,188		
資産減耗費	41,930,692		
営業外費用	156,109,030	営業外収益	216,302,201
支払利息及び 企業債取扱諸費	154,134,977	受取利息	6,501,259
雑支出	1,974,053	他会計補助金	2,725,000
		長期前受金戻入	206,897,368
		雑収益	178,574
当期純利益	443,322,045		
合計	2,821,632,345	合計	2,821,632,345

三重県工業用水道事業損益計算書

平成 27 年 4 月 1 日から

平成 28 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	4,843,797,322	営 業 収 益	5,194,420,317
原 水 及 び 浄 水 費	1,582,896,010	給 水 収 益	4,994,269,636
配 水 費	169,532,510	そ の 他 営 業 収 益	200,150,681
業 務 費	335,836,747		
総 係 費	286,129,675		
減 価 償 却 費	2,297,417,688		
資 産 減 耗 費	171,984,692		
営 業 外 費 用	319,535,997	営 業 外 収 益	452,319,526
支 払 利 息 及 び	317,561,944	受 取 利 息	13,342,901
企 業 債 取 扱 諸 費		他 会 計 補 助 金	2,725,000
雑 支 出	1,974,053	長 期 前 受 金 戻 入	432,996,368
		雑 収 益	3,255,257
当 期 純 利 益	483,406,524		
合 計	5,646,739,843	合 計	5,646,739,843

別表 2

三重県工業用水道事業貸借対照表

平成 28 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	100,147,866,464	固 定 負 債	17,860,062,470
有 形 固 定 資 産	94,568,702,257	企 業 債	11,929,046,792
無 形 固 定 資 産	5,579,164,207	引 当 金	5,931,015,678
流 動 資 産	11,019,035,474	流 動 負 債	2,512,485,951
現 金 預 金	10,277,708,564	企 業 債	2,154,021,833
未 収 金	607,648,759	未 払 金	276,883,851
貯 蔵 品	81,783,221	引 当 金	40,094,000
そ の 他 流 動 資 産	51,894,930	そ の 他 流 動 負 債	41,486,267
		繰 延 収 益	17,946,135,093
		長 期 前 受 金	17,946,135,093
		負 債 合 計	38,318,683,514
		資 本 金	70,619,326,717
		剰 余 金	2,228,891,707
		資 本 剰 余 金	1,216,126,474
		利 益 剰 余 金	1,012,765,233
		(うち当期純利益)	(483,406,524)
		資 本 合 計	72,848,218,424
資 産 合 計	111,166,901,938	負 債 資 本 合 計	111,166,901,938

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 57,968,322,314 円

長期前受金の収益化累計額 16,103,980,699 円

## 電気事業

## 1 事業の概況

三重ごみ固形燃料発電所（最大出力1万2,050kW）について、RDFを12市町から受け入れ、安定した運転を行いました。

この結果、平成27年度下半期は、RDF2万2,482トン（年間累計4万5,256トン）を受け入れ、3,100万500kWh（年間累計6,300万6,500kWh）の発電を行いました。

## 2 経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県電気事業損益計算書（別表1）及び三重県電気事業貸借対照表（別表2）のとおりです。

## 3 予算の概要及び事業の経営方針

## (1) 平成28年度予算の概要

## ア 業務の予定量

年間販売電力量	44,328,315 kWh
---------	----------------

## 主要な建設改良事業

業務設備及び改良事業	事業費	3,202千円
------------	-----	---------

## イ 収益的収入及び支出の予定額

## 収 入

第1款 電気事業収益	1,382,022千円
------------	-------------

第1項 営業収益	1,314,481千円
----------	-------------

第2項 営業外収益	67,541千円
-----------	----------

## 支 出

第1款 電気事業費用	1,392,914千円
------------	-------------

第1項 営業費用	1,339,839千円
----------	-------------

第2項 営業外費用	51,075千円
-----------	----------

第3項 予備費	2,000千円
---------	---------

## ウ 資本的支出の予定額

## 支 出

第1款 資本的支出	1,503,202千円
-----------	-------------

第1項 建設改良費	3,202千円
-----------	---------

第2項 他会計貸付金	1,500,000千円
------------	-------------

## (2) 平成28年度事業の経営方針

ア 供給先 電気事業法第2条第1項第17号の電気事業者で電気の供給に関する契約の相手方となったもの及び三重ごみ固形燃料発電所の存する敷地と同一の敷地内に存する施設の管理者

## イ 最大出力

三重ごみ固形燃料発電所	12,050 kW
-------------	-----------

別表 1

三重県電気事業損益計算書

平成 27 年 10 月 1 日から

平成 28 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	876,253,241	営 業 収 益	689,168,876
R D F 発 電 費	538,907,196	電 力 料	486,306,638
一 般 管 理 費	337,346,045	そ の 他 営 業 収 益	202,862,238
営 業 外 費 用	2,846,125	営 業 外 収 益	123,869,852
支 払 利 息 及 び	708,677	受 取 利 息	6,248,315
企 業 債 取 扱 諸 費		他 会 計 補 助 金	2,020,000
雑 支 出	2,137,448	長 期 前 受 金 戻 入	100,362,986
		雑 収 益	15,238,551
特 別 損 失	133,516,593	特 別 利 益	404,020,000
固 定 資 産 売 却 損	82,913,015	そ の 他 特 別 利 益	404,020,000
そ の 他 特 別 損 失	50,603,578		
当 期 純 利 益	204,442,769		
合 計	1,217,058,728	合 計	1,217,058,728



三重県電気事業損益計算書

平成27年4月1日から

平成28年3月31日まで

(単位：円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
営業費用	1,776,350,356	営業収益	1,277,411,434
R D F 発電費	1,050,947,360	電力料	884,192,138
一般管理費	725,402,996	その他営業収益	393,219,296
営業外費用	18,424,528	営業外収益	292,983,907
支払利息及び	16,287,080	受取利息	10,376,532
企業債取扱諸費		他会計補助金	2,020,000
雑支出	2,137,448	長期前受金戻入	263,135,986
		雑収益	17,451,389
特別損失	133,516,593	特別利益	1,413,332,081
固定資産売却損	82,913,015	その他特別利益	1,413,332,081
その他特別損失	50,603,578		
当期純利益	1,055,435,945		
合計	2,983,727,422	合計	2,983,727,422

別表 2

三重県電気事業貸借対照表

平成 28 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	1,527,625,400	固 定 負 債	331,124,504
有 形 固 定 資 産	688,398,779	引 当 金	331,124,504
無 形 固 定 資 産	54,168,460	流 動 負 債	569,585,233
事 業 外 固 定 資 産	385,073,161	未 払 金	553,944,233
投 資 そ の 他 の 資 産	399,985,000	引 当 金	14,342,000
流 動 資 産	11,134,997,170	そ の 他 流 動 負 債	1,299,000
現 金 預 金	10,994,549,552	繰 延 収 益	196,922,045
未 収 金	140,275,992	長 期 前 受 金	196,922,045
前 払 金	171,626	負 債 合 計	1,097,631,782
		資 本 金	12,963,625,000
		剰 余 金	△1,398,634,212
		欠 損 金	1,398,634,212
		(うち当期純利益)	(1,055,435,945)
		資 本 合 計	11,564,990,788
資 産 合 計	12,662,622,570	負 債 資 本 合 計	12,662,622,570

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 1,484,522,527 円

長期前受金の収益化累計額 500,291,994 円

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの三重県病院事業の業務の状況を次のとおり公表します。

平成 28 年 6 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

#### 1 業務の概況

三重県病院事業は、こころの医療センター、一志病院及び指定管理者制度を導入している志摩病院の 3 病院を運営し、県民の健康保持及び医療水準の向上に努めています。

平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの実績は、次のとおりです。

	下半期実績	年間累計
(1) 患者数		
入院	96,291 人	189,850 人
外来	77,476 人	160,363 人
(2) 建設改良事業		
病院増改築事業	134,064 千円	152,223 千円
資産購入	160,385 千円	174,712 千円

病院増改築事業については、自動火災報知設備改修工事（こころの医療センター）、給水設備改修工事（一志病院）、汚水処理設備更新工事（志摩病院）等を行いました。また、資産購入については、X線TVシステム（一志病院）等の購入を行い、診療機能の充実を図りました。

#### 2 経理の状況

経理の状況は、損益計算書（別表 1 及び別表 2）及び貸借対照表（別表 3）のとおりです。

#### 3 平成 28 年度予算の概況

##### (1) 収益的収入及び支出の予定額

収入	
第 1 款 病院事業収益	5,503,267 千円
第 1 項 医療収益	3,032,778 千円
第 2 項 医療外収益	2,470,489 千円
支出	
第 1 款 病院事業費用	5,431,659 千円
第 1 項 医療費用	5,228,667 千円
第 2 項 医療外費用	202,992 千円

##### (2) 資本的収入及び支出の予定額

収入	
第 1 款 資本的収入	1,504,199 千円
第 1 項 企業債	399,200 千円
第 2 項 県費負担金	754,999 千円
第 3 項 短期貸付金返還金	350,000 千円
支出	
第 1 款 資本的支出	1,972,295 千円
第 1 項 建設改良費	455,492 千円
第 2 項 企業債償還金	1,069,603 千円
第 3 項 長期借入金償還金	90,000 千円
第 4 項 長期貸付金	7,200 千円
第 5 項 短期貸付金	350,000 千円

#### 4 平成 28 年度事業の経営方針

三重県病院事業は、県民の健康保持に必要な医療を提供するため設置されたものであることから、常に公共性を確保し、医療福祉の増進に努めるとともに、地方公営企業として経済性を発揮した病院運営を図ります。

また、時代の変化に対応した医療施設の整備及び充実に努め、地域の基幹的かつ中核的の病院として、県民から信頼される病院づくりに努めます。

なお、平成 28 年度の事業規模及び内容については、次のとおりです。

(1) 年間患者予定数	
入        院	212,430 人
外        来	172,125 人
(2) 建設改良事業	
病院増改築事業	271,137 千円
資 産 購 入	184,355 千円

別表 1

三重県病院事業損益計算書

平成 27 年 10 月 1 日から

平成 28 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
医 業 費 用	2,560,482,404	医 業 収 益	1,432,183,207
給 与 費	1,415,628,958	入 院 収 益	1,106,381,500
材 料 費	118,956,792	外 来 収 益	257,759,609
経 費	706,510,349	そ の 他 医 業 収 益	68,042,098
減 価 償 却 費	305,708,754		
資 産 減 耗 費	7,146,423		
研 究 研 修 費	6,531,128		
医 業 外 費 用	138,147,923	医 業 外 収 益	1,305,211,355
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	72,374,461	受 取 利 息 配 当 金	478,862
繰 延 勘 定 償 却	20,989,090	他 会 計 補 助 金	72,723,000
患 者 外 給 食 材 料 費	100,359	長 期 前 受 金 戻 入	127,566,514
雑 損 失	44,684,013	補 助 金	2,844,000
		負 担 金	965,975,000
		そ の 他 医 業 外 収 益	135,623,979
特 別 損 失	39,670,000	特 別 利 益	42,421,258
そ の 他 特 別 損 失	39,670,000	そ の 他 特 別 利 益	42,421,258
下 半 期 純 利 益	41,515,493		
合 計	2,779,815,820	合 計	2,779,815,820

別表 2

三重県病院事業損益計算書

平成 27 年 4 月 1 日から

平成 28 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
医 業 費 用	5,086,775,113	医 業 収 益	2,807,920,743
給 与 費	2,699,268,391	入 院 収 益	2,189,173,598
材 料 費	246,645,304	外 来 収 益	512,889,019
経 費	1,504,425,245	そ の 他 医 業 収 益	105,858,126
減 価 償 却 費	611,433,754		
資 産 減 耗 費	12,586,423		
研 究 研 修 費	12,415,996		
医 業 外 費 用	266,903,678	医 業 外 収 益	2,617,951,262
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	144,723,461	受 取 利 息 配 当 金	1,011,862
繰 延 勘 定 償 却	41,984,090	他 会 計 補 助 金	147,762,000
患 者 外 給 食 材 料 費	207,773	長 期 前 受 金 戻 入	253,306,514
雑 損 失	79,988,354	補 助 金	4,907,000
		負 担 金	1,940,417,000
		そ の 他 医 業 外 収 益	270,546,886
特 別 損 失	39,670,000	特 別 利 益	42,421,258
そ の 他 特 別 損 失	39,670,000	そ の 他 特 別 利 益	42,421,258
当 年 度 純 利 益	74,944,472		
合 計	5,468,293,263	合 計	5,468,293,263

## 別表 3

## 三重県病院事業貸借対照表

平成 28 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

資 産	金 額	負 債 及 び 資 本	金 額
固 定 資 産	9,206,199,069	固 定 負 債	14,428,149,631
有 形 固 定 資 産	8,913,259,243	企 業 債	7,310,837,006
土 地	490,665,273	他 会 計 借 入 金	5,690,592,278
建 物	7,147,371,405	引 当 金	1,426,720,347
構 築 物	443,796,376	流 動 負 債	1,716,568,280
器 械 備 品	772,241,397	企 業 債	1,069,601,799
車 両	5,832,209	引 当 金	164,811,000
建 設 仮 勘 定	53,352,583	未 払 金	463,100,958
		未 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	2,853,100
無 形 固 定 資 産	2,367,391	そ の 他 流 動 負 債	16,201,423
電 話 加 入 権	2,298,889	繰 延 収 益	2,561,024,534
そ の 他 無 形 固 定 資 産	68,502		
投 資 そ の 他 の 資 産	290,572,435		
長 期 貸 付 金	5,040,000		
長 期 前 払 消 費 税	285,532,435		
流 動 資 産	1,602,581,977		
現 金 預 金	1,065,677,496	負 債 合 計	18,705,742,445
未 収 金	511,230,681	資 本 金	311,409,778
貯 蔵 品	11,389,459	剰 余 金	△8,208,371,177
前 払 費 用	200,000	資 本 剰 余 金	1,099,508,372
前 払 金	11,084,341	受 贈 財 産 評 価 額	11,908,372
そ の 他 流 動 資 産	3,000,000	県 費 負 担 金	1,087,600,000
		欠 損 金	9,307,879,549
		繰 越 欠 損 金	9,382,824,021
		当 年 度 純 利 益	74,944,472
		資 本 合 計	△7,896,961,399
資 産 合 計	10,808,781,046	負 債 及 び 資 本 合 計	10,808,781,046

(注) 有形固定資産の減価償却累計額  
繰延収益の収益化累計額

15,408,216,591  
2,043,778,436

**特定調達公告**

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成28年6月28日

三重県知事 鈴木英敬

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成28年度 環境修復事業 第202-4分6001号  
四日市市内山事案支障除去対策事業廃棄物処理業務委託（運搬及び埋立処分）

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託業務履行期間

契約日から平成29年3月29日（水）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県四日市市内山町地内

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- ウ 共同企業体（自主結成とします。）として参加する場合は、次に掲げる条件を満たしていること。
  - (ア) 共同企業体結成に当たり共同企業体協定書（様式は別添様式によります。）を締結していること。
  - (イ) 構成員数は、2者以下であること。
  - (ウ) 構成員の全てが2(1)ア及びイに該当していること。
  - (エ) 構成員の全てが三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の登録確認を受けていること。

(2) 落札資格

- ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。）第14条第1項及び第6項の規定に基づき、産業廃棄物について、次の2表に掲げる全ての許可を同表に定めるところにより有する者（共同企業体にあつては、各構成員が自ら行う処理の内容に応じ、運搬を行う構成員については次の表1に掲げる全ての許可を同表に定めるところにより有し、処分を行う構成員については次の表2に掲げる全ての許可を同表の定めるところにより有する共同企業体）であること。

表1 収集運搬に係る許可

運搬する廃棄物等の区分	許可の種類	廃棄物処理法上の条項	許可品目
産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず、汚泥（土砂様物）の混合物）	産業廃棄物収集運搬業	第14条第1項	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず、汚泥

注1 上表に掲げる許可は、三重県知事及び処理施設の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市の長の許可を有すること。

表2 処分に係る許可

廃棄物等の区分	許可の種類	廃棄物処理法上の条項	事業の区分	許可品目	必要とする処理能力
---------	-------	------------	-------	------	-----------



産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず、汚泥（土砂様物）の混合物）	産業廃棄物処分業	第 14 条第 6 項	最終処分（管理型埋立）	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず、汚泥	4,800 m <sup>3</sup> 以上の残余容量を有する埋立処分施設
--	----------	-------------	-------------	---	--

注 2 上表に掲げる廃棄物は混合物として排出されるため、同一の処理施設において、許可品目の欄に掲げる品目が同時に処理できること。

オ 廃棄物処理法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに掲げる欠格条項に該当しないこと。

カ 入札参加申請の日前 5 年間に於いて、廃棄物処理法に基づき、次のいずれの不利益処分も受けておらず、その後落札日までに当該条項に該当しないこと。

(ア) 廃棄物処理業に係る事業停止命令（廃棄物処理法第 7 条の 3 及び第 14 条の 3（廃棄物処理法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。））

(イ) 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（廃棄物処理法第 9 条の 2 及び第 15 条の 2 の 7）

(ウ) 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（廃棄物処理法第 9 条の 2 の 2 及び第 15 条の 3）

(エ) 再生利用認定の取消し（廃棄物処理法第 9 条の 8 第 9 項（廃棄物処理法第 15 条の 4 の 2 第 3 項において準用する場合を含む。））

(オ) 広域認定の取消し（廃棄物処理法第 9 条の 9 第 10 項（廃棄物処理法第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する場合を含む。））

(カ) 無害化認定の取消し（廃棄物処理法第 9 条の 10 第 7 項（廃棄物処理法第 15 条の 4 の 4 第 3 項において準用する場合を含む。））

(キ) 廃棄物の不適正処理に係る改善命令（廃棄物処理法第 19 条の 3）

(ク) 廃棄物の不適正処理に係る措置命令（廃棄物処理法第 19 条の 4 第 1 項、第 19 条の 4 の 2 第 1 項、第 19 条の 5 及び第 19 条の 6 第 1 項）

キ 廃棄物処理法第 14 条第 13 項に規定する事由が生じていないこと。

ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。なお、共同企業体で入札に参加しようとする者は、共同企業体協定書に定める代表者（代表構成員である企業）が入札書を提出するものとします。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、単体企業にあつては(1)に掲げる申請書を、共同企業体にあつては(1)及び(2)に掲げる申請書等を、平成 28 年 7 月 14 日（木）17 時までに、調達システムで入札する場合にあつては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあつては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあつては、入札実施後に(3)から(8)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 3 条第 1 項に定める申請書（様式第 1 号）（共同企業体にあつては、共同企業体用申請書（共様式第 1 号）によるものとします。）
- (2) 共同企業体にあつては、共同企業体に係る協定書等関係書類
  - ア 特定業務共同企業体協定書（共様式第 2 号）
  - イ 特定業務共同企業体使用印鑑届（共様式第 3 号）
  - ウ 特定業務共同企業体委任状（共様式第 4 号）
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が過去 6 月

以内に発行したものです。)の写し

- (4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し
  - (5) 2(2)エ表 1 に示す産業廃棄物収集運搬業許可証 (写し)
  - (6) 2(2)エ表 2 に示す産業廃棄物処分業許可証 (写し)
  - (7) 2(2)エ表 2 に示す必要とする処理能力の確認書類 (処理施設残余容量確認書 様式第 4 号)
  - (8) 2(2)オからクまでを証明する書類 (誓約書 様式第 5 号)
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班  
電話 059-224-2367 ファクシミリ 059-224-3069
  - (2) 契約条項を示す場所  
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム総務班  
電話 059-224-2483 ファクシミリ 059-224-2530
  - (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
  - (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法  
本公告日から平成 28 年 7 月 14 日(木) 17 時まで調達システムにより提供します。
  - (5) 入札参加資格確認結果の通知  
平成 28 年 7 月 29 日(金)までに通知します。
  - (6) 入札書提出の日時及び場所  
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。  
入札参加資格確認結果の通知の日から平成 28 年 8 月 8 日(月) 14 時 30 分まで  
イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。  
提出締切日時 平成 28 年 8 月 8 日(月) 14 時 30 分  
なお、三重県庁内郵便局へは平成 28 年 8 月 1 日(月)から同月 8 日(月) 14 時 30 分までの間に到着するように郵送してください。  
送付先  
〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地  
宛 先 三重県庁内郵便局留め  
受取人 三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班  
案件名 平成 28 年度 環境修復事業 第 202-4 分 6001 号  
四日市市内山事案支障除去対策事業廃棄物処理業務委託(運搬及び埋立処分)
  - (7) 開札の日時及び場所  
日時 平成 28 年 8 月 8 日(月) 14 時 40 分  
場所 三重県津市広明町 13 番地  
三重県環境生活部環境生活総務課
  - (8) 入札方法等に関する事項  
ア 入札書の記載  
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。  
イ 入札保証金  
入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成 18 年三重県

規則第 69 号。以下「規則」といいます。) 第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額(廃棄物に係る処理料の単価と想定数量の積(消費税及び地方消費税を含む額)の総額)の 100 分の 10 以上の額とします。

ただし、規則第 75 条第 2 項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証書を提供することにより契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成 26 年三重県告示第 292 号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先: 出納局出納総務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話 059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書(仕様書)によります。

7 Summary

(1) Commissioned project

Environmental remediation Project (No.202-4-6001):

Disposal (landfill) of industrial waste, implemented as a part of permanent countermeasure for the environmental remediation project on *Yokkaichi-shi Uchiyama Case*

- Period of the commission: Date of contract - March 29, 2017

- Location of the environmental remediation project site: Uchiyama, Yokkaichi-City, Mie Prefecture, Japan

(2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification

Submissions will be accepted from the date of this public announcement until 5:00 P.M. on Thursday, July 14, 2016.

(3) Bid submission deadline

(Electronic submission)

The deadline for the submission of tenders via the electronic bidding system is 2:30 P.M. on Monday,

August 8, 2016.

(Bid submission by registered mail)

We will collect bid documents at the designated post office at 2:30 P.M. on Monday, August 8, 2016.

The bids documents shall be submitted via General or Simple Registered Mail and be arrived at the post office between Monday, August 1, 2016 and 2:30 P.M. on Monday, August 8, 2016.

(4) Bid opening date and location

Date: 2:40 P.M. on Monday, August 8, 2016.

Location: General Affairs Division of Environmental and Social Affairs, Department of Environmental and Social Affairs, Mie Prefecture

(Address: 13 Komei-cho, Tsu city, Mie Prefecture, 514-8570, Japan)

(5) Project managing authority

Waste Processing Project Team, Department of Environmental and Social Affairs, Mie Prefecture

(Address: 13 Komei-cho, Tsu city, Mie Prefecture, 514-8570, Japan; Tel: +81(0)59-224-2483)

(6) Applications must be made in Japanese.

---

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成28年6月28日

三重県知事 鈴木英敬

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成28年度 環境修復事業 第202-4分6002号

四日市市内山事案支障除去対策事業廃棄物処理業務委託（運搬及び中間処理（焼却）または埋立処分）

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託業務履行期間

契約日から平成29年3月29日（水）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県四日市市内山町地内

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 共同企業体（自主結成とします。）として参加する場合は、次に掲げる条件を満たしていること。

(ア) 共同企業体結成に当たり共同企業体協定書（様式は別添様式によります。）を締結していること。

(イ) 構成員数は、7者以下（運搬を行う構成員4者以内、処分を行う構成員3者以内）であること。

(ウ) 構成員の全てが2(1)ア及びイに該当していること。

(エ) 構成員の全てが三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の登録確認を受けていること。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。）第14条第1項及び第6項の規定に基づき、産業廃棄物について、次の2表に掲げる処理内容に応じた全ての許可を同表に定めるところにより有する者（共同企業体にあつては、各構成員が自ら行う処理の内容に応じ、運搬を行う構成員については次の表1に掲げる全ての許可を同表に定めるところにより有し、処分を行う構成員については次の表2に掲げる処理内容に応じた全ての許可を同表の定めるところにより有する

共同企業体) であること。

表 1 収集運搬に係る許可

運搬する廃棄物等の区分	許可の種類	廃棄物処理法上の条項	許可品目
産業廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずの混合物)	産業廃棄物収集運搬業	第 14 条第 1 項	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず

注 1 上表に掲げる許可は、三重県知事及び処理施設の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市の長の許可を有すること。ただし、廃棄物の処分において、処理施設が 2 箇所以上にわたる場合、それらの施設間の運搬のみを担う構成員については、それらの処理施設の所在地において許可を有していればよいこととする。

表 2 処分に係る許可

廃棄物等の区分	許可の種類	廃棄物処理法上の条項	事業の区分	許可品目	必要とする処理能力
産業廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずの混合物)	産業廃棄物処分業	第 14 条第 6 項	中間処理(破砕)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず	処分業許可において、廃プラスチック類として 1 日当たり 56 トン以上の中間処理(焼却)を行う能力を有すること。
			中間処理(焼却)		
			中間処理(破砕)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず	処分業許可において、廃プラスチック類として 1 日当たり 56 トン以上の中間処理(破砕)を行う能力を有すること。
			最終処分(管理型埋立)		

注 2 上表に掲げる廃棄物は混合物として排出されるため、同一の処理施設において、許可品目の欄に掲げる品目が同時に処理できること。

注 3 中間処理(破砕)については、中間処理(焼却)又は最終処分(管理型埋立)の前段として実施するものであり、中間処理(焼却)にあつては必要の都度、最終処分(管理型埋立)にあつては全量を対象として実施するものである。

なお、焼却処理施設と一体として設置している破砕処理施設において、焼却の前処理として破砕を実施する場合においては許可を求めものではない。

注 4 廃棄物の処理にあつては、中間処理(焼却)又は最終処分(管理型埋立)のいずれかの方法により実施するものとし、処理内容に応じた「許可」を有し、上表に掲げる「必要とする処理能力」の要件を満たすものでなければならない。

なお、処理体制として中間処理(焼却)と最終処分(管理型埋立)を組み合わせた受注形態によることは差し支えないものとするが、その場合においては、いずれの「許可」も有し、上表に掲げる「必要とする処理能力」のいずれの要件も満たしていなければならないものとする。

注 5 共同企業体での受注にあつては、処分業務を担当する複数の構成員の処理能力の合計が要件を満たすものであればよいものとする。

オ 廃棄物処理法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに掲げる欠格条項に該当しないこと。

カ 入札参加申請の日前 5 年間に於いて、廃棄物処理法に基づき、次のいずれの不利益処分も受けておらず、その後落札日までに当該条項に該当しないこと。

- (ア) 廃棄物処理業に係る事業停止命令(廃棄物処理法第 7 条の 3 及び第 14 条の 3 (廃棄物処理法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。))
- (イ) 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令(廃棄物処理法第 9 条の 2 及び第 15 条の 2 の 7)
- (ウ) 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し(廃棄物処理法第 9 条の 2 の 2 及び第 15 条の 3)
- (エ) 再生利用認定の取消し(廃棄物処理法第 9 条の 8 第 9 項(廃棄物処理法第 15 条の 4 の 2 第 3 項におい

て準用する場合を含む。))

(オ) 広域認定の取消し(廃棄物処理法第9条の9第10項(廃棄物処理法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。))

(カ) 無害化認定の取消し(廃棄物処理法第9条の10第7項(廃棄物処理法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。))

(キ) 廃棄物の不適正処理に係る改善命令(廃棄物処理法第19条の3)

(ク) 廃棄物の不適正処理に係る措置命令(廃棄物処理法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項)

キ 廃棄物処理法第14条第13項に規定する事由が生じていないこと。

ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

### 3 入札に関する事項

(1) 本入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。なお、共同企業体で入札に参加しようとする者は、共同企業体協定書に定める代表者(代表構成員である企業)が入札書を提出するものとします。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

### 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、単体企業にあつては(1)に掲げる申請書を、共同企業体にあつては(1)及び(2)に掲げる申請書等を、平成28年7月14日(木)17時までに、調達システムで入札する場合にあつては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあつては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあつては、入札実施後に(3)から(8)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書(様式第1号)(共同企業体にあつては、共同企業体用申請書(共様式第1号)によるものとします。)

(2) 共同企業体にあつては、共同企業体に係る協定書等関係書類

ア 特定業務共同企業体協定書(共様式第2号)

イ 特定業務共同企業体使用印鑑届(共様式第3号)

ウ 特定業務共同企業体委任状(共様式第4号)

(3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し

(4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し

(5) 2(2)エ表1に示す産業廃棄物収集運搬業許可証(写し)

(6) 2(2)エ表2に示す産業廃棄物処分業許可証(写し)

(7) 2(2)エ表2に示す必要とする処理能力の確認書類(処理施設残余容量確認書 様式第4号)(埋立処分による場合のみ確認書類の提出が必要となります。)

(8) 2(2)オからクまでを証明する書類(誓約書 様式第5号)

### 5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班

電話 059-224-2367 ファクシミリ 059-224-3069

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム総務班

電話 059-224-2483 ファクシミリ 059-224-2530

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成 28 年 7 月 14 日（木）17 時まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成 28 年 7 月 29 日（金）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 28 年 8 月 8 日（月）14 時 30 分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 28 年 8 月 8 日（月）14 時 30 分

なお、三重県庁内郵便局へは平成 28 年 8 月 1 日（月）から同月 8 日（月）14 時 30 分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班

案件名 平成 28 年度 環境修復事業 第 202-4 分 6002 号

四日市市内山事案支障除去対策事業廃棄物処理業務委託（運搬及び中間処理（焼却）または埋立処分）

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 28 年 8 月 8 日（月）14 時 50 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県環境生活部環境生活総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額（廃棄物に係る処理料の単価と想定数量の積（消費税及び地方消費税を含む額）の総額）の 100 分の 10 以上の額とします。

ただし、規則第 75 条第 2 項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証書を提供することにより契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかつ者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 入札の中止等  
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。  
また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止することがあります。  
なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。
- (4) 苦情申立て  
参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。  
なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。  
本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。
- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 7 Summary

- (1) Commissioned project  
Environmental remediation Project (No.202-4-6002):  
Disposal (incineration and/or landfill) of industrial waste, implemented as a part of permanent countermeasure for the environmental remediation project on *Yokkaichi-shi Uchiyama Case*  
- Period of the commission: Date of contract - March 29, 2017  
- Location of the environmental remediation project site: Uchiyama, Yokkaichi-City, Mie Prefecture, Japan
- (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification  
Submissions will be accepted from the date of this public announcement until 5:00 P.M. on Thursday, July 14, 2016.
- (3) Bid submission deadline  
(Electronic submission)  
The deadline for the submission of tenders via the electronic bidding system is 2:30 P.M. on Monday, August 8, 2016.  
(Bid submission by registered mail)  
We will collect bid documents at the designated post office at 2:30 P.M. on Monday, August 8, 2016.  
The bids documents shall be submitted via General or Simple Registered Mail and be arrived at the post office between Monday, August 1, 2016 and 2:30 P.M. on Monday, August 8, 2016.
- (4) Bid opening date and location  
Date: 2:50 P.M. on Monday, August 8, 2016.  
Location: General Affairs Division of Environmental and Social Affairs, Department of Environmental and Social Affairs, Mie Prefecture  
(Address: 13 Komei-cho, Tsu city, Mie Prefecture, 514-8570, Japan)
- (5) Project managing authority  
Waste Processing Project Team, Department of Environmental and Social Affairs, Mie Prefecture  
(Address: 13 Komei-cho, Tsu city, Mie Prefecture, 514-8570, Japan; Tel: +81(0)59-224-2483)
- (6) Applications must be made in Japanese.



次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成28年6月28日

三重県教育委員会教育長 山口 千代 己

1 入札に付する事項

(1) 業務名

【再掲】コンピュータネットワーク総合研修システムの賃貸借契約

(2) 業務の特質等

業務に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 業務期間

平成28年11月1日（火）から平成33年10月31日（日）までとします。

(4) 業務履行場所

三重県総合教育センター（三重県津市大谷町12番地）

データセンター（三重県津市内）

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請等を平成28年7月21日（木）15時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(3)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-0007 三重県津市大谷町12番地

三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課 研修総務班 担当 奥田

電話 059-226-3512 ファクシミリ 059-226-3706

- (2) 契約条項を示す場所  
(1)と同じです。
- (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法  
本公告日から平成 28 年 8 月 8 日(月)まで調達システムにより提供します。
- (5) 現地確認の期間  
現地確認は、平成 28 年 7 月 4 日(月)から同月 6 日(水)の 9 時から 16 時までの間で 1 事業者 120 分以内とします。  
現地確認を行うに当たっては、現地確認を希望する当日の 12 時までに(1)の担当部局へ事前に予約してください。  
なお、データセンター(三重県津市内)については、現地確認はできません。
- (6) 入札参加資格確認結果の通知  
平成 28 年 7 月 26 日(火) 17 時までに通知します。
- (7) 入札書提出の日時及び場所  
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。  
入札参加資格確認結果の通知の日から平成 28 年 8 月 8 日(月) 15 時まで  
イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、津観音寺郵便局留で郵送してください。  
提出締切日時 平成 28 年 8 月 8 日(月) 15 時  
なお、津観音寺郵便局へは平成 28 年 7 月 30 日(土)から同年 8 月 8 日(月) 15 時までの間に到着するように郵送してください。  
送付先  
〒514-0062 三重県津市観音寺町 604-265  
宛 先 津観音寺郵便局留  
受取人 三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課 研修総務班  
案件名 「【再掲】コンピュータネットワーク総合研修システムの賃貸借契約」入札書在中
- (8) 開札の日時及び場所  
日時 平成 28 年 8 月 9 日(火) 10 時  
場所 三重県津市大谷町 12 番地  
三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課 研修総務班(三重県総合教育センター内)
- (9) 入札方法等に関する事項  
ア 入札書の記載  
入札(見積)価格は、消費税及び地方消費税(平成 28 年度:8%、平成 29 年度から平成 33 年度まで:10%、ただし、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第 5 条第 4 項に定める経過措置の適用を受ける場合は 8%)を含む平成 28 年度から平成 33 年度までの 6 か年の合計額とします。  
入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を記載するものとします。
- イ 入札保証金  
入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。)第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- ウ 契約保証金  
契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174

条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、) が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するものを除き、更生（再生）手続き中の者については、契約保証金を免除しません。

#### エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

#### オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

### 6 その他

#### (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限り、ります。

#### (2) 契約書作成の要否

要

#### (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

#### (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

#### (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

#### (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

#### (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

### 7 Summary

#### (1) Nature and Quantity of the Services to be Required :

Integrated Training System on Computer Network.

#### (2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Monday, August 8, 2016.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Saturday, July 30, 2016 and 3:00 P.M. on Monday, August 8, 2016.

#### (3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:00 A.M. on Tuesday, August 9, 2016.

#### (4) Managing Authority :

Mie Prefectural Educational Center

12 Ootani-cho, Tsu city, Mie, 514-0007, Japan

TEL:059-226-3512

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成28年6月28日

三重県警察本部長 森 元 良 幸

1 入札に付する事項

(1) 賃貸借契約の案件名

運転免許ファイリングシステム賃貸借契約

(2) 契約の特質等

賃貸借物品の性能に関し、三重県警察本部長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

平成28年10月31日（月）

(4) 履行場所（納入場所）

三重県警察本部交通部運転免許センター

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32号第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)及び(2)に掲げる申請書等を平成28年7月22日（金）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(3)及び(4)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書（第1号様式）

(2) 機能証明書

(3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課用度係 担当 吉居、渡部

電話 059-222-0110 (内線) 2261、2265 ファクシミリ 059-226-9917

- (2) 契約条項を示す場所  
(1)に同じです。
- (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法  
本公告日から平成28年8月8日(月)まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知  
平成28年7月29日(金)までに通知します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所  
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。  
入札参加資格確認結果の通知の日から平成28年8月8日(月)14時まで  
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。  
提出締切日時 平成28年8月8日(月)14時まで  
なお、津塔世橋郵便局へは平成28年8月1日(月)から同月8日(月)14時までの間に到着するように郵送してください。  
送付先  
〒514-0004 三重県津市栄町一丁目850番地  
宛 先 津塔世橋郵便局留め  
受取人 三重県警察本部警務部会計課用度係  
案件名 運転免許ファイリングシステム賃貸借契約入札書在中
- (7) 開札の日時及び場所  
日時 平成28年8月8日(月)14時10分  
場所 三重県津市栄町一丁目100番地  
三重県警察本部警務部会計課
- (8) 入札方法等に関する事項  
ア 入札書の記載  
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載するものとします。  
イ 入札保証金  
入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。  
なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。  
ウ 契約保証金  
契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。  
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときに除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。  
エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Lease Contract of the Filing System of Driver' s License

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Monday, August 8, 2016.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, August 1, 2016 and 2:00 P.M. on Monday, August 8, 2016.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Monday, August 8, 2016.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code:514-8514

Tel. 059-222-0110 (EXT. 2261, 2265)

Fax. 059-226-9917

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---